

今後の食品表示部会において審議が想定される案件

- 1 平成 23 年度中に審議をお願いする予定のもの
【玄米及び精米品質表示基準】 J A S 法

- 2 平成 24 年度以降順次審議をお願いする予定のもの
【表示基準府令（アレルギー物質の追加等）】食品衛生法
【チルドぎょうざ類品質表示基準】 J A S 法
【パン類品質表示基準】 J A S 法
【生鮮食品品質表示基準、水産物品質表示基準、しいたけ品質表示基準、乾しいたけ品質表示基準】 J A S 法

- 3 時期は未定であるが、今後審議をお願いすることが想定されるもの
【牛肉（内臓を除く）以外の生食用食肉の表示基準についての検討】
食品衛生法
【遺伝子組換え表示基準】 J A S 法
【果実飲料品質表示基準、炭酸飲料品質表示基準、にんじんジュース及びにんじんミックスジュース品質表示基準、豆乳類品質表示基準、煮干魚類品質表示基準、農産物漬物品質表示基準】 J A S 法

今後の食品表示部会において審議が想定される案件

1 平成 23 年度中に審議をお願いする予定のもの

【玄米及び精米品質表示基準】JAS法

平成 22 年 10 月から玄米及び精米品質表示基準の見直しを開始し、平成 22 年 12 月 13 日第 6 回食品表示部会において、農産物検査の有無にかかわらず都道府県名等の表示ができるよう玄米及び精米品質表示基準の改正を先行する旨了解を得て、平成 23 年 7 月 1 日に改正したところ。見直しの際頂戴したふるい下米、産年・品種に関する様々な御意見については引き続き検討のための調査を実施しているところ。

今後も実態調査、ヒアリング調査を進め、調査結果をとりまとめ年度内の食品表示部会に報告し、改正の方向性について審議願う。

2 平成 24 年度以降順次審議をお願いする予定のもの

【表示基準府令（アレルギー物質の追加等）】食品衛生法

食品衛生法に基づくアレルギー物質の表示について、現在、義務表示の 7 品目（特定原材料：えび、かに、卵、乳、小麦、そば、落花生：表示基準府令に規定）と表示が勧められる 18 品目（特定原材料に準ずるもの：通知で規定）が規定されているが、最近の知見等に基づき定期的に追加等の見直しが必要である。

最近のアレルギー発症データ等を踏まえ、現在の特定原材料 7 品目以外に特定原材料に追加する必要がある品目があるか、等について審議願う。

【チルドぎょうざ類品質表示基準】JAS法

平成 22 年 12 月 13 日第 6 回 食品表示部会において「チルドぎょうざ類品質表示基準については、調理冷凍食品品質表示基準との整合性等を検討する必要があることから必要な検討を行ったうえで、改正案を諮問する予定。」の旨説明。関係事業者への実態調査を行っているところ。

改正内容や改正理由の根拠データなどの調査を進め、結果がまとまり次第食品表示部会に報告し、改正の方向性について審議願う。

【パン類品質表示基準】JAS法

平成 23 年 1 月に意見募集を実施し、その結果と対応について平成 23 年 3 月 9 日第 8 回食品表示部会において食品表示部会に「意見にあった内容について、その具体的な問題点や流通実態などを把握のうえ、改めて検討を進めることとしました」の旨を報告し、関係者と改正内容について協議しているところ。

改正内容や改正理由の根拠データなどの調査を進め、結果がまとまり次第食品表示部会に報告し、改正の方向性について審議願う。

【生鮮食品品質表示基準、水産物品質表示基準、しいたけ品質表示基準、乾しいたけ品質表示基準】JAS法

平成 22 年 12 月 13 日第 6 回 食品表示部会において「生鮮食品品質表示基準に関しては、畜産物に関して明記している「長いところルール」について、養殖水産物、しいたけなどのきのこなどに適用するかなどを論点の一つとし、表示基準の充実について、広く意見を募集し、準備が整い次第諮問する。」の旨説明。4 月以降、関係事業者へのヒアリング等実施しているところ。

本年 3 月以降の産地表示の関心の高まりも踏まえ、消費者等の意見の把握、関係事業者へのヒアリング調査等を進め、結果がまとまり次第食品表示部会に報告し、改正の方向性について審議願う。

3 時期は未定であるが、今後審議をお願いすることが想定されるもの

【牛肉（内臓を除く）以外の生食用食肉の表示基準についての検討】 食品衛生法

生食用食肉（牛肉（内臓を除く））の表示基準を平成 23 年 10 月 1 日より施行したところであるが、これ以外の生食用食肉の取扱いについて今後の食品表示部会において議論していくこととしていたところ。

【遺伝子組換え表示基準】JAS法

「ステアリドン酸産生ダイズ MON87769 系統」及び「低飽和脂肪酸・高オレイン酸及び除草剤グリホサート耐性ダイズ N87705 系統」が食品安全委員会において食品健康影響評価の審議がされているところ。

これらの大豆は表示が必要な「特定遺伝子組換え農作物」に該当することから、食品安全委員会の審議状況を踏まえて、「高オレイン酸」などを記載している別表 3 に「ステアリドン酸産生」、「低飽和脂肪酸」を追加する改正案について審議願う。

**【果実飲料品質表示基準、炭酸飲料品質表示基準、にんじんジュース
及びにんじんミックスジュース品質表示基準、豆乳類品質表示基準、煮
干魚類品質表示基準、農産物漬物品質表示基準】JAS法**

農林水産省のJAS規格の検討結果を踏まえて、見直しを開始する予定。準備が整ったものから諮問する。